

訪問看護ステーション禎心会東運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(目 的)

第1条 訪問看護ステーション禎心会東は、主治医が指定訪問看護又は介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の必要性を認めた場合に、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう指定訪問看護等を提供することを目的とする。介護保険法による指定訪問看護、指定介護予防訪問看護、健康保険法による指定訪問看護を行う事業所として、介護認定を受けた要支援・要介護者や、医療的支援が必要な患者及び児等の生活の質の確保に資する見地から、利用者の家庭における療養生活及びその心身の機能維持回復を支援することを目的とする。

(方 針)

第2条 訪問看護ステーション禎心会東は、介護保険法・健康保険法の基本理念が具現されるように配慮するとともに、市町村及び地域との結びつきを重視し、他の保健・医療・福祉又は介護サービスとの密接な連携をとりながら、利用者の健康が増進されるように努めるものとする。

第2章 事業所の名称、所在地

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 訪問看護ステーション禎心会東
- (2)所在地 札幌市東区北47条東16丁目1-5

第3章 職員の職種、定数及び職務内容

(職員の職種定数及び職務内容)

第4条 この事業所には次の職員を置く。職員は指定訪問看護等を実施する。ただし、必要に応じて職員を増員又は臨時の職員を置くことができる。

(1) 管理者 看護師 1名

- ・ 管理者は、ステーションの従事者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ・ 管理者は看護師・理学療法士・作業療法士、言語聴覚士に対する十分な情報提供をする。
- ・ サービスの質の向上を目指した体制作りをする。
- ・ 職員の相談に応じる。
- ・ 予算・労務の管理を行う。

(2)看護師等

1)看護師 15名以上 (管理者は兼務)(うち 在宅看護専門看護師1名)

保健師 3名以上

- ・ 医師の指示に基づき、看護師・保健師は訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に当たる。
- ・ 看護師、保健師は医療処置に係る指導・援助を行う。
- ・ 医師への報告及び連絡を行う。
- ・ 看護師・保健師は、交代で24時間365日体制をとり、在宅療養者の体調不良精神的不安に対し相談支援や必要な医療処置を行う
- ・ 看護師・保健師は、在宅療養者の生活背景を知り、家族への健康相談、介護相談を行う
- ・ 看護師・保健師・作業療法士は、精神科算定要件の研修を受け精神科訪問看護指示書に基づき訪問看護を提供し、医療機関やほかの自立支援サービス担当者等との連携を取り支援をしていく。
- ・ 看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医療的ケア児に対する看護ケアについて医師や保育園や学校等の支援者と共同し、児の監護者への指導や精神的支援を含めたケアを実施する。
- ・ 看護師・保健師は、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインに基づき医師や他支援者と協働し、療養場所の選定など本人の意思決定支援を行う

- ・看護師・保健師は、的確なアセスメントをし、医師の指示により緩和ケアを行う
- ・地域活動として住民に対し健康講話や健康相談などを実施し、介護予防や保健活動を行う
- ・在宅看護専門看護師は、訪問看護師からの相談支援を行う
- ・在宅専門看護師は、地域の訪問看護師や介護支援専門員等の困難事例等の相談支援を行う

2) 理学療法士 4名以上 作業療法士3名以上

言語聴覚士 1名以上(訪問看護ステーション禎心会北兼務3名)

- ・医師の指示に基づき、専門性を活かした訪問看護リハビリテーションを行う。
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問は、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせ、定期的に看護職員が訪問をし、利用者の状態について評価し、理学療法士等と連携して訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成した上で、リハビリテーションを行う
- ・医師への報告及び連絡を行う。
- ・在宅療養者及び家族への健康相談、介護相談を行う。
- ・作業療法士は、精神科算定要件の研修を受け精神科訪問看護指示書に基づき訪問看護を提供し、医療機関やほかの自立支援サービス担当者等との連携を取り支援をしていく。
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医療的ケア児に対する看護ケアについて医師や保育園や学校等の支援者と共同し、児の監護者への指導や精神的支援を含めたケアを実施する。

3) 事務職員 2名以上(兼務1名以上)

- ・利用料の請求及び受領業務
- ・職員の労務管理
- ・事業の経理(出納管理)
- ・物品購入等

第5条 管理者は、介護保険法、健康保険法及び関係法令並びに監督官庁の指示等に従い、職員を管理し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護・居宅療養管理指導が行われるよう必要な配慮をする。

第6条 職員は、管理者の命を受けて、次の区分によりそれぞれの職務に従事する。

看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示に基づき、利用者の介護に重点を置いた訪問看護の提供に従事する。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との綿密な連絡をとり、利用者の総合的なサービスの提供に努める。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日は、祝日を除く月曜日から土曜日までとする。

ただし、次の期間については休日とする。日曜・祝日、12月30日から1月3日まで。

(営業時間)

第8条 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第5章 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法及び内容

(訪問看護の提供方法)

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に当たっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、看護師等が訪問し、在宅において看護・リハビリテーション等のサービスを提供する。

(訪問看護の内容)

第10条 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容については、次のとおりとする。

- (1)病状・障害の状態観察と処置を行う。
- (2)体位変換、食事・排泄等の介助サービスを行う。
- (3)清拭・洗髪・入浴等の介助サービスを行う。
- (4)褥瘡の予防、処置を行う。
- (5)機能維持・回復のためのリハビリテーションを行う。
- (6)人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインに基づきターミナルケア
を行う。
- (7)認知症患者の看護を行う。
- (8)利用者や家族に対し、療養生活指導や介護指導を行う。
- (9)療養上の医療機器の管理を行う。
- (10)カテーテル等の管理を行う。
- (11)その他、医師の指示による医療処置を行う。

第6章 緊急時における対応方法

第11条 看護師等は、現に指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行う等適切な措置を行うこととする。看護師等は、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

また、事業に提供により事故が発生した場合は利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係り居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

第7章 利用料等に関する事項

(基本利用料)

第12条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(その他の利用料)

第13条 次に挙げる指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供したときは、その他の利用料として、その金額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1)オプションサービス料金については次の通りとする。

1)介護保険の場合

・通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費を徴収する。なお、自動車を使用し交通費は、次の額とする。

ステーションから、片道おおむね10km未満 300円 税込 330円

ステーションから、片道おおむね10km以上 500円 税込 550円

営業車利用の場合 実 費

・特別管理加算の算定されない利用者が1時間30分以上の訪問となった場合は、30分毎に1,500円 税込1,650円

・特別管理加算の算定されない利用者の病院退院日当日及び外泊時の訪問は1回につき3,000円 税込3,300円

・死後の処置については、訪問看護に連続しての在宅処置のみとし、10,000円 税込11,000円

・当日訪問してからキャンセルはキャンセル料として 500円 税込 550円

2)医療保険の場合

・1時間30分を超えた場合、30分毎に1,500円 税込1,650円

但し、人工呼吸器を使用している方、特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書で訪問する方は、基本利用料に含まれる(週一回のみで、二回目以降は上記、超過料金の対象)。

- ・休日料金として営業日以外の日に訪問した場合、1回につき 3,000円
税込3,300円

- ・時間外料金として営業時間外で夜間深夜加算が算定できない方に訪問した場合、30分毎に
1,500円 税込1,650円
- ・病院退院日当日及び外泊時の訪問は訪問1回につき 3,000円 税込3,300円
但し、末期の悪性腫瘍等の方については、退院日に在宅において、療養上、必要な指導を行
った場合の料金は保険給付対象。
- ・交通費としてステーション車を利用した場合、300円 税込330円
- ・死後の処置については、10,000円 税込 11,000円
- ・当日訪問してからのキャンセルはキャンセル料として 500円 税込550円

3)保険対象ではない自費料金

- ・冠婚葬祭の付き添い、入院・通院の手伝い、行楽の同行など 30分につき4,000円
税込み4,400円

(2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上
で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第8章 通常の事業の実施地域

第14条 通常の実施区域は、札幌市東区・北区の区域とする。

第9章 苦情処理

第15条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるも
のとする。

第10章 個人情報の保護

第16条 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が
作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を
遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

また、事業所が得た利用者及び家族の個人情報については事業所での介護サービスの提供
以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその
家族に了解を得るものとする。

第11章 ハラスメント対策・対応

第17条 ハラスメント対策の研修を開催し、従業員が利用者及びその家族にハラスメントを抑止する
対策をとると共に、職員が利用者及びその家族からハラスメントを受けた場合にマニュアル
に沿った対応をする。

第12章 虐待予防・虐待対応

第18条 虐待予防と対策のため、委員会を設置し定期的に会議を行い、利用者の生命と尊厳の安全
を保護するための対応をし、虐待発見やそのおそれのある場合は、速やかに札幌市へ相談・
通報をする。従業員が虐待の加害者とならないよう、研修の開催や教育を実施する。

第13章 身体拘束について

第19条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き
身体的拘束等はしない。やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、その時の状態及び
時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に記載する。

第14章 自然災害時・感染症蔓延への対応

第20条 自然災害や感染症の蔓延などの時に対応できるようにBCP(事業計画)を作成する。当

事業所が訪問できなくなった時の対策として、地域の他の訪問看護ステーションとの災害協定を締結する。年に1回、平常時に、BCPの内容の周知と精査するためにシミュレーションを実施し評価修正を実施する。感染症については、世状に合わせて、随時修正する。

第15章 その他運営についての留意事項

第21条 看護師等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用時後1カ月以内
- (2)継続研修 年2回以上
- (3)従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4)従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (5)この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人禎心会とステーションの管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

第16章 附 則

この規程は、平成12年12月27日から施行する。

この規程は、平成14年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成14年11月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年3月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年6月1日から施行する。

この規定は、平成25年11月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年6月1日から施行する。

この規定は、平成28年5月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和 2年1月1日から施行する。

この規定は、令和 2年4月1日から施行する。

この規定は、令和 2年4月21日から施行する。

この規定は、令和 2年10月1日から施行する。

この規定は、令和 3年 1月1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 4年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月1日から施行する。